

地域防災力の強化及び地域コミュニティの拠点となる 「大空地区河川防災ステーション」の整備計画が登録

～市町村等と連携して平常時の利活用を推進～

国土交通省では、水防活動や災害時の緊急復旧を行う拠点となる「河川防災ステーション」の整備を、市町村と一体となり進めています。

このたび、北海道開発局と大空町が国土交通本省に対して申請していた「大空地区河川防災ステーション」の整備計画が登録されたことから、今後は、下記のとおり、国と大空町が連携して整備を行っていきます。

今回の登録を踏まえ、登録の伝達式を行いますのでお知らせします。

なお、北海道内の河川防災ステーションは今回登録された大空地区を含め、計12箇所となります。

「大空地区河川防災ステーション」では、平常時に、水防センター内の多目的ホールを研修・交流施設として活用するほか、湖畔におけるイベント開催時には、河川防災ステーションの敷地を活用した地元特産品販売等の活用を地域と連携して検討していきます。

記

■日時：平成30年4月5日（木）14：00～（30分程度）

■出席者：網走開発建設部長、大空町長

■会場：大空町役場1号会議室（大空町庁舎1階）
（網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号）

【大空地区河川防災ステーションの概要】

- ・緊急復旧用資材（土砂、根固めブロック等）の備蓄、駐車場など
- ・水防センター（大空町）

【参考】河川防災ステーション登録については、以下URLを御覧ください。
本省記者発表 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000042.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

治水課 課長 野呂田 亮 電話 0152-44-6445（内線 291）

治水課 課長補佐 佐藤 貴弘 電話 0152-44-6449（内線 292）

網走開発建設部HP <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>



おおぞら
「大空地区河川防災ステーション」(国土交通省・大空町)
おおぞら

市町村名: 北海道 大空町
対象河川: 網走川水系 網走川

1. 概要

網走川では、平成28年8月洪水で家屋等が浸水するなど、近年でも被害が発生しています。大空地区河川防災ステーションは、網走川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、水防センター、駐車場等の整備を行うなど、災害時の活動拠点となる施設です。

平常時には、網走湖に隣接し女満別駅や市街地に近く、網走湖畔を利用した各種イベントが開催され、地域住民や観光客の利用が見込まれることから、河川を軸とした環境学習・防災教育等の文化活動の拠点として活用するとともに地域コミュニティの拠点として活用できる整備を行います。

2. 整備内容

河川防災ステーションは、計画堤防高以上の敷地において、以下の整備を行う予定です。

- ・緊急復旧用資材(土砂、根固めブロック等)の備蓄、駐車場など
- ・水防センター(大空町)



※現時点のイメージです。今後変更となる可能性があります。

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

